

令和3年度 第2回尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日 時 令和4年2月7日(月) 午後3時から午後5時まで
方 法 オンライン及び会場(尼崎市立ユース交流センター 多目的室)
出席者 委員 15人(代理出席含む。)

会議要旨

1 開会

出席状況の報告及び資料の確認

2 議題

(1) いじめ対策のための取組について 資料1

昨年度、当協議会で作成した“いじめ問題対策連絡協議会レポート”の内容を現場等の取組に活かしていくため、各所属や団体等での活用例や実践例などを取りまとめた。取りまとめた資料を共有し、お互いの取組を知る機会とした。

(2) 尼崎市立学校の令和2年度いじめの認知状況について 資料2

事務局より、毎年全国で実施される「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成した資料1「尼崎市立学校の令和元年度いじめの認知状況について」の内容を説明、報告した。取り上げた調査項目は、“いじめの認知件数”、“いじめの発見のきっかけ”、“いじめの態様”の3つである。

【概要】

①いじめの認知件数

- ・尼崎市立学校における令和2年度の件数は、小学校で 2,744 件、中学校で 472 件、高等学校で 16 件、合計 3,232 件であった。
- ・尼崎市立学校における件数は、年々増加傾向にあり、平成30年度と比べて令和2年度の件数は約10倍となった。
- ・兵庫県と全国のどちらにおいても、年々増加傾向にあったが、令和2年度の件数は昨年度より減少了。
- ・全国的に、積極的ないじめの認知を進めていることが、増加傾向の背景要因の一つである。
- ・尼崎市では、“いじめ認知報告書”を簡略化し、学校から市教育委員会への報告が速やかにできるよう改善した。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休業や対面でのコミュニケーションや活動が制限されていたことが、減少した要因の一つである。

②いじめの発見のきっかけ

- ・令和2年度は、「アンケート調査などの学校の取組により発見」が最も高く、次いで「児童生徒(本人)からの訴え」と「保護者(本人を除く)からの情報」が多くなる傾向がみられた。
- ・発見のきっかけになりやすいのは、いじめに関わる当事者やその保護者から発信される SOS だと言える。
- ・構成比の波形が、令和元年度と令和2年度は類似している。
- ・周囲の大人が子どもたちの SOS を受け止めて、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対応していくことが必要である。
- ・個々の児童生徒の状況に応じて、SC(スクールカウンセラー)や SSW(スクールソーシャルワーカー)、家庭や地域をも巻き込んだ、未然防止や早期発見に取組む必要がある。

- ・生活環境の変化に対し、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性を知っておくことが重要である。

③いじめの態様

- ・令和2年度は、尼崎市、兵庫県や全国で共通して、構成比の半数近くが「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」であった。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の構成比が高かった。
- ・高等学校は、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の構成比が、他の校種より高かった。
- ・尼崎市では、SC(スクールカウンセラー)によるストレスマネジメントやアンガーマネジメントなどの、心の安定が図られる働きかけをしている。
- ・尼崎市では、警察や通信事業者と連携した情報モラル教育も実施している。
- ・尼崎市では、スマートフォン等の扱いに関して、児童生徒が主体的にルール作りを行うための情報モラル教育の出前授業を実施している。
- ・尼崎市では、情報モラル教育支援員派遣事業を進めている。

(3) 「インターネット上のいじめやトラブル」について 資料3(一部抜粋)

昨今のスマートフォンやインターネットサービスの普及に伴い、子どもを取り巻く環境が変化していることに注目し、「インターネット上のいじめトラブル」について意見交換を行った。

【概要】

①インターネット等の利用

近年の子どもの取り巻く環境について、子どもの目線に立って実態を捉えるため、総務省による調査結果や、実際によく利用されているアプリケーションやオンラインゲーム等を取り上げた。

<主な内容>

- ・総務省のインターネットを利用したサービスの利用状況に関する調査の結果によると、日常生活の営みに直結する、「インターネットショッピング」や「支払い・決裁」、「地図・ナビゲーション」が上位であった。
- ・総務省の年齢階層別インターネット利用の目的・用途に関する調査の結果によると、13歳～19歳の年代は、他の年代との比較において、「ソーシャルネットワーキングサービスの利用」や「動画投稿・共有サイトの利用」、「オンラインゲームの利用」や「e ラーニング」が上位であった。
- ・SNS(ソーシャルネットワーク)は、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのことで、個人間のコミュニケーションを促進したり、趣味や職業などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる。
- ・SNS(ソーシャルネットワーク)の様々な機能を活用して、時間や場所に縛られることもなく、遠くにいる友人や好きな芸能人と繋がることができ、利用者の世界が広がっていくような感覚を楽しめる。
- ・動画投稿・共有サイトは、音声付きの動画を自由に投稿や閲覧ができるサービスもしくはウェブサイトのことで、個人が面白いと感じたものや主張を簡単に発信できたり、時間や国境を越えて、映画やドラマ等の娯楽を楽しめる。
- ・オンラインゲームとは、インターネットなどのネットワークに接続して、同時に、不特定多数の複数の人が参加して行うゲームのことで、人気の娯楽の一つである。
- ・オンラインゲームの種類は多種多様で、例えば、自由な発想で仮想空間の街づくりをするようなものや、学校で友達と遊んだり、勉強したりするような日常生活をオンライン上で楽しむようなものなどがある。さらに、映像美を通じて爽快感を味わったり、通話をしながらゲームをすることで、自宅でも友人と一緒に遊ぶことができる。
- ・e ラーニングとは、インターネットやマルチメディアなどの電子媒体を利用して、教育を受けられるシステムのことで、子ども向けの家庭学習サービスなどがある。授業動画の振り返りが自宅でできたり、

平面の黒板では表しきれない図や引用なども扱いやすいので、学習の理解をより深めることができる。

②トラブル例（※架空のもの）

一つ目は、LINE（スマートフォンやパソコン、タブレットなどで利用できるアプリケーションの一つで、メッセージ等が無料で送受信できるコミュニケーションツール）での、トラブル例を取り上げた。

<主な内容>

- ・一見すると何気ないつぶやきのように見える投稿画面が、実際には、画面展開をしたところに悪意ある書き込みをしていた。
- ・スクリーンショットを撮影するなどして投稿画面やトーク画面を画像化し、容易に転送できるため、本人の知らないところで情報が拡散された。
- ・スマートフォンやパソコン、タブレットの所有者の許可がなければ、事実の把握が難しく、当事者の間だけでトラブルが深刻化していた。

二つ目は、SNSと機能連携しているアプリケーションなどを用了、トラブル例を取り上げた。

<主な内容>

- ・不特定多数の人から投稿されるコメントや回答の中に、悪意ある書き込みがあった。

- ・匿名で投稿されるため、投稿者の特定ができず、一方的に傷つけられてしまった。

③取組み紹介Ⅰ

教育委員会学校教育部いじめ防止生徒指導担当より、情報モラルに関する取組みを紹介してもらった。

<主な内容>

・市内の小・中学校におけるSNSを介したいじめの件数を見ると、令和2年度は小学校で97件、令和3年4月から12月の9か月で111件、中学校では令和2年度に57件、令和3年4月から12月の9か月で54件となっている。残り、3ヶ月程あるが、SNSを介したいじめの件数は増えていくと思われる。

・SNSを介したいじめは発見や認知が難しい。

・市内の一例だが、ゲーム内のボイスチャットで「あいつへたくそ」とか、「あいつをみんなでやっつけよう」とか、グループ内同士でやりとりしていた。また、ギガスクール構想におけるタブレットへの「〇〇が嫌い」といった書き込み、友達を無断で撮影してグループ内で共有、突然のLINEグループはずし、「死ね」のスタンプを連打、動画の拡散、SNS上で匿名の誹謗中傷メッセージの送付、などがあった。

・令和2年度より、尼崎市教育委員会では、情報モラル支援員派遣事業行っている。

・情報モラル支援員派遣事業は、スマホやタブレットを所持する児童生徒の増加と、それに伴って情報端末機器を介したトラブルやネット内でのいじめ問題が起きていることを背景に、市内に通う小・中学校の児童生徒を対象に専門的知識を有する支援員を講師として派遣し、SNSをはじめとする情報モラル向上と、主体的にルールを考えていくことを目的としている。

・令和3年度は、小・中学校の49校で実施している。

・体育館や視聴覚室で動画を視聴して、子ども同士で「何が良くなかったのか」を考えて、意見交換する。

・令和3年10月には、初めて、「尼崎スマホサミット2021」を行った。

・尼崎スマホサミットは、市内の学校に通う児童生徒によるスマートフォンなどの使用に関わるルールづくりに関して、校種の枠を超えた小・中・高校生が共に考えて学びを深めることを目的としている。

・初回の令和3年度は、竹谷小学校、中央中学校、大庄北中学校、大成中学校、尼崎高等学校の5校によるオンライン形式での実施となった。

・参加校の児童生徒はまず、市内に通う4,214人の子ども達からのアンケートを基に、市内の現状や

課題を共有するワークショップを行った。例えば、子どもの携帯電話の所持率について、子ども同士が見ながら考えた。

- ・アンケートによると、最もインターネットに接続する機器は小学生男子において、6年生まではゲーム機を中心だが、中学校へ進学するにあたって、スマホを所持する子どもが増えていく。一方、女子は3年生まではゲーム機を中心だが、4年生からもうすでにスマホを持って、SNS を使っている。
- ・子どもの達がインターネットで最もすることは、動画がやはり多い。
- ・男子はゲーム、女子は SNS を、一番多く使っている。
- ・全国と尼崎市を比較すると、ネット依存の傾向にある子どもたち(中学生・高校生)の割合は全国より尼崎市が高い。
- ・次に、参加校の児童生徒は市内の現状を受けて、市や国、先生、親、自分達へ向けた提言を作り、発表、意見交換を行った。
- ・市、国への提言としては、「死ね」などの書き込みができるないようにしてほしい、ゲームなどのやり過ぎがないように使用時間の制限をしてほしい、調べ学習がしやすいようにフィルタリングを弱めてほしい、という内容だった。
- ・先生への提言としては、フィルタリングレベルと一緒に考えたい、授業でスマホを使えるようにしてほしい、ネットを利用した学習と黒板を使った学習の両方を活用した授業をしてほしい、という内容だった。
- ・親への提言としては、長時間スマホを使っていたら注意してほしい、年齢に応じた制限を一緒に考えたい、勝手にスマホを見ないでほしい、勝手に返信しないでほしい、という内容だった。
- ・自分達への提言としては、サイトを見てよいかダメかの取り決めを作る、使い方のルールを自分達で話し合って決める、知らない人と会わないようにする、勉強中に勉強しているところにスマホを置かない、という内容だった。
- ・参加校はサミットへの参加後、ネットルール3か条を作成し、自校での活動発表をしてもらった。
- ・子ども達へ「ネットの中で、使ってはいけないと思う言葉は何ですか」という問い合わせをしたところ、一番多かったのは、「死ね」だった。
- ・現実の世界と同じように、使ってはいけない言葉というものが子ども達もわかっているが、うまく使えていないというのが現状。
- ・令和4年度も、尼崎スマホサミットを開催する予定である。
- ・市内におけるいじめの件数は増加しており、「死ね」と言われたとか「叩かれた」といった直接的ないじめも依然として多いが、間接的ないじめや見えにくいネット上で起こるトラブルも増えてきている。
- ・何気なくコメントしてしまったり、何気なく自分たちの写真を載せてしまった、ということが、本人の気が付かないところで、いつの間にかいじめの被害者になっていたり、加害者にもなってしまうのが、SNS を介したトラブルの怖さだと思う。
- ・子どもも大人も一人一人が情報モラルを向上させて、家庭や学校、友達と一緒に主体的にルールを作り、守ることを大切にして、令和4年度も事業を実施したい。

④意見交換 I (グループ討議・全体共有)

<グループ A>

(教員等、本市関係職員、関係機関)

- ・一番大事なのは、私たちがネット環境や SNS という言葉を知っていることが、大前提になるということ。知らないことがたくさんあったり、子どもの方が詳しく知っていて、追いつけないという状況も考えられるので、その部分を講師の先生に教えてもらったりしながら、新しい知識やネットの情報を得ることが大事である。
- ・ネット依存は、どこからが依存なのか。基準となる項目があるようで、その項目を4つ以上満たした場合に依存になるそう。
- ・スマートフォン等の利用年齢の低年齢化も進んでおり、小学校の中學年あたりから、事例にあった

ような LINE トラブルが珍しくないので、気をつけていかないといけない。

<グループB>

(教員等、本市関係職員)

- ・実際に学校現場で、SNS 上のいじめに関しては、本当に見えないとこで起こっていると感じることがあった。
- ・令和3年度に2件ほど SNS 上で、男子と女子の間で起きたトラブルや、同じ部活動内のグループでのトラブル等があった。トラブルになってしまってから教員へ報告があつて、後になってからの指導というのは難しかった。
- ・子ども達は日常的に、普段から顔を見て、先ほども話にあがつた「死ね」という言葉などは使っている。それを見つけた時には、「その言葉は正しいのか?」という指導しているが、その延長線上で、SNS などでも使っているとすると、表情が見えないので、その言葉を重く感じる子もいれば、日常会話として当たり前に使っていて、本当に悪気がない子もいる。
- ・令和3年度からは、タブレットも子どもの達に配布されている状況の中、保護者にも携帯やタブレットの扱い方に関する感度を上げていってもらわないといけない。
- ・中学校生徒指導研究協議会の中で聞いた話だが、新入生説明会で関係機関の方が話をしてくれる機会があった。学校現場以外のところからも、保護者向けに話をしてもらえてよかったですとのこと。色々な機会を上手に活用して、学校と家庭が連携しながら、指導をしていかないといけないという実感がある。

<グループC>

(教員等、本市関係職員、関係機関)

- ・事例にあったようなインターネット上のトラブルが起った時に、どういう形で大人の耳に入るのかを想像すると、とても恐い。
- ・SNS 上でのグループ内で、グループに参加していない特定の子への悪口を言い合っている場合、大人への SOS を発信してもらうことは難しいと思われる所以、グループの子たちと、悪口を言われた子とのやりとりに違和感を感じた時に、やっと気がつくことができる。
- ・グループの子たちの勢いが弱まらない場合には、画像転送等の機能も使いながら、悪口が広がっていく、それを見聞きした他の子が親に相談し、その段階になって、やっと発覚する、ということもある。
- ・気づきの遅さが、SNS などのトラブルの恐さだと思う。
- ・学校現場で担任をしているが、子ども達には、「これは、もうやばい」と思う前に、ちょっとしたことでもいいから先生や親に相談するように、重々、伝えている。
- ・少し厄介なことに、子どもの感じる「やばい」と、大人の感じる「やばい」がずれているということに、最近気がついた。人が「もうその段階であかん」という段階でも、子どもは自分達で何とかしようとするので、SNS などのトラブルを未然に防いだり、炎上する前に早期発見して解決するためには、子どもが大人に相談できる環境やルールを作ることが重要だと思う。
- ・保護者との連携も必要で、子どもは親に相談をしたら、携帯を取り上げられるということを十分に想像できるので、対話的に親と子どもがルールを作つて、「トラブルが起ることは仕方がないから、上手く付き合っていこう」という風に、伝えていかなくてはいけないと思った。

<グループD>

(教員等、本市関係職員、関係機関)

- ・高等学校の現場では、携帯電話やスマートフォンなどのインターネットが利用できる機器は、電源は切るルールになっているが、学校への持ち込みは許可されている。
- ・年配の教員や、情報通信などの分野に苦手意識のある教員は、インターネット上で起きているような出来事を分かりにくく感じ、自分自身がスマホや SNS を利用してなければ、実態をなかなか体感

- できないので、若い教員や詳しい教員に学びながら、取組みの推進や感度の向上に努めている。
- ・些細だと思っていることが大きな SNS 上のいじめにつながるということを、子ども達に知らせる必要がある。
 - ・高等学校の現場では実際に、SNS 上にアップロードした投稿が削除できなくなったり、という事案もよく起こっている。
 - ・SNS 上でのいじめは、認知しづらい、わからない、というのが特徴だと思う。
 - ・学校現場だけではなく、家庭でも、なかなか子ども達がどんなことをしているかが分かりづらいとか、保護者も分かろうとしない、といった状況があるのではないかと思う。
 - ・学校現場だけに任せるというのではなくて、保護者も含めて、家庭でも気づかなければいけない。子どもが何をしているのか、どんなゲームがあるのか、ということも、知っていかなければいけない。

⑤取組み紹介Ⅱ

神戸地方法務局尼崎支局総務課の市本民事専門官より、子どもの人権を守るために取組みについて、紹介してもらった。

<主な内容>

- ・子どもの人権を守るために活動の中の、インターネットに関連する活動の一つとして、小学校・中学校・高等学校の児童生徒向けに「スマホ・ケータイ人権教室」を実施している。
(https://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/page000001_00195.html)
- ・兵庫県内の各学校で実施しており、尼崎市内の各学校においても実施している。
- ・神戸地方法務局及び兵庫県人権擁護委員連合会が、携帯電話会社等と連携して、スマートフォンや携帯電話、インターネットの正しい利用方法と危険性について、専門家(携帯会社等)から詳しく最新情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめ発生の防止や、いじめを受けた場合の人権相談窓口を周知している。
- ・講師は、NTT ドコモと、神戸地方法務局または兵庫県人権擁護委員連合会からそれぞれ派遣される。尼崎市の各学校へは、尼崎市の人権擁護委員が講師として派遣される。
- ・人権教室の内容は大きく二つあり、一つ目は NTT ドコモによる「スマホ・ケータイ安全教室」で、スマートフォンや携帯電話の利用に関連した危険やトラブルを未然に防ぐための知識や心構えを学ぶ内容となっている。所要時間はおよそ40分。
- ・二つ目は、神戸地方法務局または兵庫県人権擁護委員連合会による「人権教室」で、インターネットを通じたいじめを防止するための啓発や、いじめがあった場合やネットトラブルに巻き込まれた場合の人権相談などの窓口の周知に関する内容となっている。所要時間はおよそ10分。
- ・法務局には、いじめや学校でのトラブルがあった場合に、人権相談という相談を受ける活動があり、今回の議題になっているインターネット上の誹謗中傷やいじめも含まれている。
- ・インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口については、Google 等の検索エンジンで“インターネット、(スペース)、人権侵害”を検索すると、法務省のホームページが出てくる。そのページ内に、相談フローが掲載されている。
(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>)
(※以下、相談窓口について、資料に基づき説明があった。)

⑥意見交換Ⅱ(グループ討議・全体共有)

<グループ A>

(教員等、本市関係職員、関係機関)

- ・昔と今の子ども達の置かれている環境が全然違う。
- ・私たち自身が、情報化、スピード化、グローバル化、にもしっかりと追いついていき、常に新しいものを得ようとする姿勢が大切で、知識をずっと蓄えておかないといけない。
- ・保護者対応をする時にも、知識を持って対応しないと保護者の支持や納得も得られにくく、解決に向かえないことがある。

- ・昔も今大事なのは、子どもから情報が上がってきやすい環境であったり、子どもが話しやすい環境や信頼関係を築いていかなければ、見えにくいいじめやトラブルに気がつくことはできないし、解決にも至らない。
- ・子どもとの信頼関係を築くために、私たち大人がどうするかということを、一人一人考えなければいけない。
- ・見えにくいことは事実であり、私たち大人にも限界があるので、ネットパトロールや民間企業、外部の機関とも繋がって、早期に見つけていく取組みも必要ではないか。

<グループB>

(教員等、本市関係職員)

- ・動画などのトラブルは、本当に関係機関や外部の協力を得て対応していかないと、解決に至らないことも増えてきている。
- ・今はタブレットを児童生徒が各1台持っているので、学校現場でトラブルが起こるリスクも高まっているので、各学校とも、そのタブレットの使い方をもう一度見直していくというが必要。
- ・中学校は特に、動画トラブルの中に、体育の更衣に関するものも想定される。学校内に動画が出回ってしまうことは、学校の管理や指導不足が原因になると思うので、タブレットを使用される側の教員として、理解を深めていかなければいけない。

<グループC>

(教員等、本市関係職員、関係機関)

- ・今は、トラブル自体が多様化しているので、支援者を支援するサービスや福祉分野の窓口などを、きちんと子供たちにも情報として発信することも大切である。
- ・教員や家人にも相談できない内容を、行政や関係機関の相談窓口に話せるかどうかというと、敷居の高さを感じさせるという実態もある。
- ・学校現場で教員をしていて実感するのは、どんな先生でもいいので、まずは学校で喋れる、話ができる人を一人見つけることが大切だと思う。担任じゃないといけないということはないし、隣のクラスの先生でもいいし、前にもってもらった担任の先生でもいいし、誰でもいいから話していい、ということを、きちんと子どもに伝えないといけない。
- ・教員は、みんな一生懸命なので、何かトラブルを聞くと、どうしても解決したいという気持ちが芽生えて、話をしてくれた子の話を最後まできちんと聞く前に、被せ気味で、解決に向かってしまうことがある。しかし、子どもの自身は解決までは求めていなかった、話を聞いて欲しかっただけだった、ということもよくあるので、話をしっかり聞きながら、「その後にどうしたいかは一緒に考えていくからね、勝手に動かへんからね。」ということを伝えることが、今の子どもには必要だと思う。
- ・子どもに、「先生に相談したら勝手に動かれる」、「勝手に自分の思いを差し置いてどこかへ暴走する」というイメージを持たれてしまったら、本当に話してくれなくなるので、日頃の一つ一つの積み重ねが、小さな見えにくい悩みやストレスのサインを出してくれるきっかけになると思う。

<グループD>

(教員等、本市関係職員、関係機関)

- ・学校現場で、実際に法務局の関係窓口へ案内するようないじめ事案があるかというと、敷居が高く感じているからか、あまり頭に浮かばないので、協力を依頼した事例はごくわずかではないかと思う。
- ・時間的に、迅速な対応等があるのかどうかが分からない。
- ・保護者にとっても、法務局や人権擁護の相談窓口は、敷居が高いのではないか。
- ・実際のところは、関係機関としてなかなか頭に浮かばないのが正直なところである。

(4) いじめ防止基本方針の別紙について **資料4**

令和2年度、いじめ防止基本方針をより実効的に活用するために、内容の見直しと簡素化を行い、具体的な取組みに関する内容を“別紙”とした。別紙については毎年度、時点修正を行うものとしており、令和3年10月1日時点の内容について、事務局より報告した。

(5) その他

特になし。

以 上